

住友生命の 平準払終身保険

ふるはーと



月払い・年2回払い
年1回払い

低解約返戻金型無配当特別終身保険

特徴

1

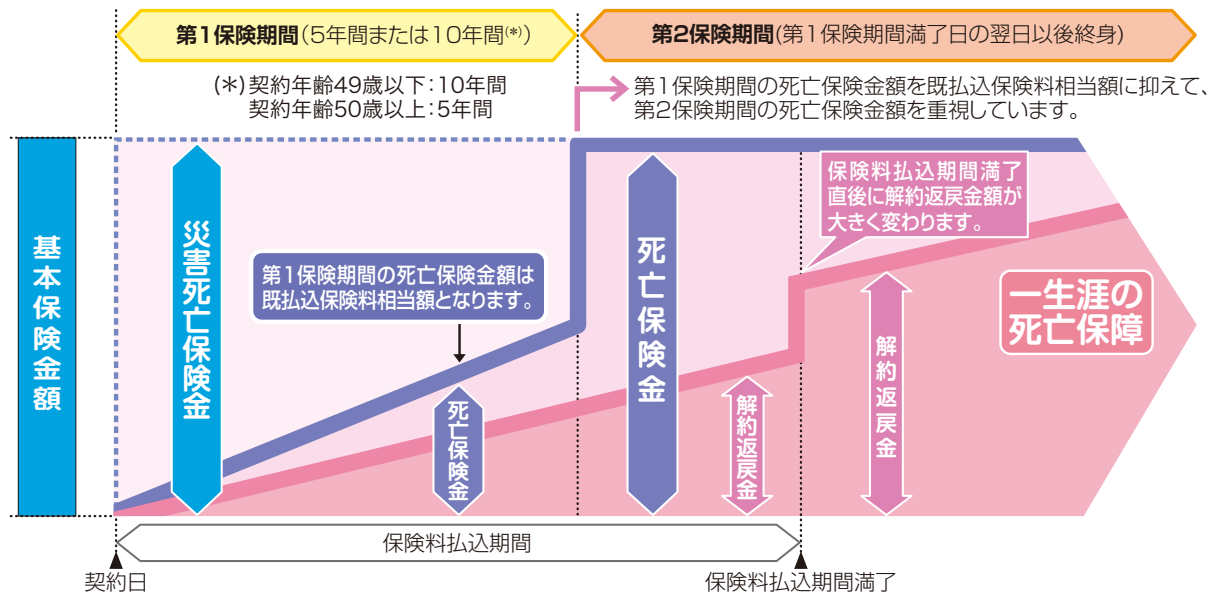
- ✓ 第1保険期間(契約当初5年または10年)の死亡保険金額を既払込保険料相当額に抑えて、第2保険期間の死亡保険金額を重視した保険です。
 - ✓ 保険料払込期間満了後、解約返戻金額は死亡保険金額を上限に増え続けますので資産形成にご活用いただけます。
- ⚠ 解約返戻金額は、保険料払込期間中は既払込保険料を下回り、保険料払込期間満了後も既払込保険料を下回る場合があります。解約返戻金については裏面もあわせてご確認ください。

特徴

2

- ✓ お申込みの際の健康状態に関する告知項目は2項目です(医師の診査は不要)。
- 過去5年以内に、がん^(*)または肝硬変で「医師の診察・検査・投薬・治療」のいずれかをうけたことがある。
(*)がんには、上皮内がん、悪性新生物等を含みます。
 - 現在までに、公的介護保険の要介護認定(要支援を含む)をうけたことがある。
※ご職業などについても告知していただきますので、上記2項目にあてはまらない場合でも、ご契約いただけないことがあります。

しくみ図(イメージ) ※保険料払込期間が第1保険期間と異なる場合



ご契約の諸基準

契約年齢 ^{(*1)(*2)}	15歳～80歳	最低保険金額	契約年齢 ^(*2)	15歳～49歳	50歳～59歳	60歳～80歳
保険期間	終身		最低保険金額	300万円	200万円	100万円
取扱単位	保険金建て:万円単位・保険料建て:千円単位		【保険料を指定してお申し込みいただく場合】 ・上記の保険金額以上であればお申し込みいただけます。 ・ただし、上記の保険金額未満となる場合でも、保険料払込期間が20年以上かつ下記の保険料以上であればお申し込みいただけます。			
保険料払込期間 ^(*2)	契約年齢 ^(*2)	15歳～49歳	50歳～74歳	75歳～80歳	保険料払込方法	
	保険料払込期間	10年～45年	5年～30年	5年	月払い	年2回払い
保険料払込方法	※契約年齢15歳～74歳の場合、保険料払込満了年齢を30歳から80歳までの各歳で設定する必要があります。さらに、そのうち一部のお客さまについては設定いただける保険料払込満了年齢に定めがあります。					
保険料払込経路	月払い・年2回払い・年1回払い	最高保険金額 ^(*3)	契約年齢 ^(*2)	15歳～39歳	40歳～49歳	50歳～74歳
	口座振替扱い・クレジットカード扱い(月払いのみ)		最高保険金額	3000万円	2000万円	1200万円
			※契約年齢75歳～80歳 ^(*2) の場合、保険料払込期間が第1保険期間と同じ場合のお取扱いのみとなるため、3000万円となります。			

(*1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。
 (*2) 経済情勢等によっては、お取り扱いできない年齢、保険料払込期間があります。
 (*3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

⚠ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

商品の概要

お支払いする保険金		お支払理由	お支払金額	受取人
死亡保険金	第1保険期間	被保険者が死亡されたとき ^(※1)	既払込保険料相当額	死亡保険金受取人
	第2保険期間	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額 ^(※2) と同額	
災害死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症 ^(※3) を直接の原因として死亡されたとき		基本保険金額 ^(※2) と同額	

(※1)ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。
(※2)この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額をいいます。
(※3)コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

- 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- 死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。

付加できる主な特約等	年金支払特約Ⅰ型	(災害)死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金としてお受け取りいただけます。
	年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。
	ご家族登録サービス	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
	保険契約者代理特約	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き ^(※4) を行うことができます。

(※4)一部対象外となるものがあります。

解約返戻金	<ul style="list-style-type: none">●この保険は保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。●保険料払込期間満了後の解約返戻金額は解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。●保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
配当金	<ul style="list-style-type: none">●この保険は剰余金の分配のない保険契約であるため配当金はありません。また、相互会社の「社員」としての権利（総代選出にあたっての信任投票権、総代会の招集を請求する権利など）がありません。

その他ご留意いただきたい事項

- 本商品は、みずほ銀行を募集代理店とする住友生命の商品であり、契約の主体はお客さまと住友生命になります。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金、投資信託、金融債とは異なります。預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません）。
- ご契約後一定期間は解約返戻金額が既払込保険料を下回ります。
- 生命保険は預貯金等とは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金・保険金・年金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。これらの費用は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数などによって異なるため一律の算出方法を記載することができません。

この商品概要書の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間: 平日 9時00分～17時00分

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

[引受保険会社]

 住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 